電気料金種別定義書
【ビジネスタイプ】

ヒカリデンキ

総販売元

ヒカリレンタ中日本株式会社

目次

1. 実施期日 2

2. 定義 2

3. 適用条件 2

4. 電気料金 3

5. 契約容量の変更 3

6. 本定義書の変更および廃止 3

別表 4

1. 電気料金 4

2. 燃料費調整 4

電気料金種別定義書【ビジネスタイプ】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
本定義書は、一般送配電事業者である北陸電力株式会社が維持、運用する区域において適用します。
なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2024年4月1日より実施します。

2. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、当社との契約時または設備変更の申出時の①契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるもの、または②契約電流が60アンペアより大きいものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

【式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流}\left(\text{アンペア}\right) \times \text{電圧 ボルト}\left(\text{ボルト}\right) \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

ロ　他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約

容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とします。

ハ　なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

4. 電気料金

(1) 料金は、基本料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額に、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を加えたものとします。基本料金、電力量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。

割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

5. 契約容量の変更

(1)　当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2)　お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。

(3)　契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

6. 本定義書の変更および廃止

(1)　当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。

(2)　当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3)　本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. 電気料金

基本料金、従量料金単価は、次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	基本料金		従量料金単価	
北陸電力管内	1キロボルトアンペアにつき	100.00 円	1キロワット時につき	28.40 円

2. 燃料費調整

日本卸電力取引所(JEPX)の市場価格に応じて毎月算出します。

・具体的な算出方法

① 調整費：JEPX エリアプライス月間平均値が基準値を上回る（下回る）場合、月間平均値と基準値との差分を調整費として請求（還元）するものとする。
② 基準値：加算基準値 13 円、還元基準値 7 円とする（全エリア共通）
③ 平均値：n 月 15 日～n+1 月１４日のスポット価格単純平均を n+1 月度請求に適用する
④ その他：通常燃調（みなし小売事業者の燃料費調整額のこと）との重複加算は行わない。通常燃調に替えて本調整費を請求するものとする。
⑤ JEPX エリアプライスの 31～38 コマ(15 時～19 時)の月間平均値が 100 円/kWh 以上になった場合、31～38 の各コマの平均単価に割増係数 1.5 を乗じた数値にて JEPX エリアプライス月間平均値を算出するものとする